

丸山クリニック 新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

[発熱等診療医療機関（診療・検査医療機関） / 厚生労働省特例措置事項関係]

当院は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査・診療を実施しています。

■ 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）

新型コロナウイルス感染症拡大に対して、来院後速やかに院内トリアージが実施されています。

■ 二類感染症患者入院診療加算（診療報酬上臨時的取扱）

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者に対して、必要な感染予防を講じた上で外来診療を行っています。

■ 初再診 電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合（診療報酬上臨時的取扱）

医師が医学的に可能であると判断した範囲において、電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行うことができる。

■ 緊急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）

新型コロナウイルス感染症患者に係る外来診療を行っています。

新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬上の特例措置（令和4年11月～）について

・二類感染症患者入院診療加算の取扱いについて

当院は、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定されております。診療・検査 対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合であって、患者の傷病について医学的に初診 といわれる診療が整備されています。また、令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保しています。なお、「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいい、当院は月・火・水・金曜で2枠以上、木・土曜で1枠以上の診療体制が整備されています。

・電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数の取扱いについて

当院は、自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者のうち、重症化リスクの高い者（※1）に対して、地域において役割を有する医療機関（※2）が、電話等により行った初診・再診といわれる診療が整備されています。令和4年11月1日以降、初回のみ二類感染症患者入院診療加算に加えて、電話等による療養上の管理に係る点数が令和5年3月末まで算定可能とされております。地域の外来医療体制を維持するため、電話等診療の体制を大幅に強化する取り組みを検討することが求めており、通常の診療時間以外の時間や土日等も含めて週に3時間以上、電話診療等に対応する体制を有することとされております。

* 当院は、電話診療の対応が整備されています。（但し、当院で診療した自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に限る）

* 当院は、季節性インフルエンザに対応する体制が整備されています。

（※1）重症化リスクの高い者 ①65歳以上の者 ②40歳以上65歳未満の者のうち重症化リスク因子を複数持つ者 ③妊娠している方

（※2）地域において役割を有する医療機関 ①保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関 ②診療・検査医療機関（公表している医療機関に限る）